様式 1　公表されるべき事項

国立大学法人　東京大学の役職員の報酬・給与等について

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人における業務の実績その他の事情を考慮して定めている。なお、総長の報酬月額については、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、本学の規模に相当する民間企業の役員報酬は5,286万円であり、これに比べて総長の報酬は2分の1以下となっている。

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

役員の賞与については、平成16年度より東京大学役員給与規則に基づき、「総長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して、賞与の額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる」仕組みとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長	役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額（1,199,000円）に教育研究連携手当（233,805円）を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、（（俸給月額＋教育研究連携手当の月額）＋（俸給月額＋教育研究連携手当の月額）×100分の20＋俸給月額×100分の25）に夏季に支給する場合にあっては100分の150、冬季に支給する場合にあっては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成28年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、①平成28年度当初から教育研究連携手当の支給割合1.5%引上げ、②賞与の支給割合を年間で0.10月分引上げを実施した。
理事	役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額（895,000円）に教育研究連携手当（174,525円）を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、（（俸給月額＋教育研究連携手当の月額）＋（俸給月額＋教育研究連携手当の月額）×100分の20＋俸給月額×100分の25）に夏季に支給する場合にあっては100分の150、冬季に支給する場合にあっては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成28年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、平成28年度当初から①教育研究連携手当の支給割合1.5%引上げ、②賞与の支給割合を年間で0.10月分引上げを実施した。
理事（非常勤）	該当者なし
監事	役員報酬支給基準は、主に月額及び賞与から構成されている。月額については、東京大学役員給与規則に則り、俸給月額（706,000円）に教育研究連携手当（137,670円）を加算して算出している。賞与についても、東京大学役員給与規則に則り、（（俸給月額＋教育研究連携手当の月額）＋（俸給月額＋教育研究連携手当の月額）×100分の20＋俸給月額×100分の25）に夏季に支給する場合にあっては100分の150、冬季に支給する場合にあっては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成28年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、平成28年度当初から①教育研究連携手当の支給割合1.5%引上げ、②賞与の支給割合を年間で0.10月分引上げを実施した。
監事（非常勤）	該当者なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 23,862	千円 14,388	千円 6,562	千円 2,805 (教育研究連携手当) 106 (特例一時金)			
A理事	千円 19,196	千円 10,740	千円 4,898	千円 2,094 (教育研究連携手当) 179 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 84 (特例一時金)		3月31日	
B理事	千円 19,210	千円 10,740	千円 4,898	千円 2,094 (教育研究連携手当) 193 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 84 (特例一時金)			
C理事	千円 19,140	千円 10,740	千円 4,898	千円 2,094 (教育研究連携手当) 122 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 84 (特例一時金)		3月31日	
D理事	千円 19,224	千円 10,740	千円 5,011	千円 2,094 (教育研究連携手当) 94 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 83 (特例一時金)		3月31日	
E理事	千円 19,342	千円 10,740	千円 5,030	千円 2,094 (教育研究連携手当) 11 (入試手当) 7 (学位論文手当) 119 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 140 (特例一時金)	4月1日		
F理事	千円 18,448	千円 10,740	千円 5,388	千円 2,094 (教育研究連携手当) 140 (通勤手当) 86 (特例一時金)			
G理事	千円 18,122	千円 10,740	千円 5,011	千円 2,094 (教育研究連携手当) 193 (通勤手当) 83 (特例一時金)			◇
A監事	千円 14,092	千円 8,472	千円 3,967	千円 1,652 (教育研究連携手当)	4月1日		
B監事	千円 14,172	千円 8,472	千円 3,967	千円 1,652 (教育研究連携手当) 80 (通勤手当)	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。
注3:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。
注4:「入試手当」とは、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務に従事した場合に支給するものである。(理事等就任前において入試業務に従事したことにより支給されたもの)
注5:特例一時金とは、国家公務員の給与改定の状況を踏まえ、俸給月額等の改定分を増額したものである。
注6:学位論文手当とは、審査委員会における論文の審査等の業務に従事した場合に支給するものである。(理事等就任前において論文の審査等の業務に従事したことにより支給されたもの)
注7:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長	東京大学は、世界的教育研究拠点として、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としている。これらの使命を担っていくため、総長のリーダーシップの下、将来構想である「東京大学ビジョン2020」では、卓越性と多様性の相互連環を基本理念として掲げ、国際的に卓越した研究拠点の拡充・創設、学部教育改革の推進、学術成果の社会への還元などに取り組んでいる。そうした中で、総長は教職員数約8,000名の法人の代表としてその業務を総理するとともに、校務を司り、所属教職員を統督し、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。総長の報酬月額については、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、前述のとおり総長の職責は法人化後さらに増していることから、法人の長としての報酬水準は妥当であると判断する。なお、本学の規模に相当する民間企業の役員報酬は5,286万円であり、これに比べて総長の報酬は2分の1以下となっている。
理事	東京大学の理事として、総務、研究、特定研究成果活用支援事業、教育、評価、財務、渉外、学生支援、入試、環境安全、男女共同参画、国際、資産・施設、コンプライアンス・研究倫理、鑑査、病院、事務組織、法務、人事労務及び広報など多岐に亘る役割に対してそれぞれの担当理事が適切に判断することで総長の業務を補佐しており、本学の規模に相当する民間企業の水準と比較しても下回っていることから、理事の報酬水準は妥当であると判断する。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	東京大学の常勤監事として、監査環境の整備及び法人内の情報の収集に積極的に努め、特に監事監査への対応として、財務計画及び執行状況、内部統制システムの整備運用状況、出資金事業の遂行状況、産(官)学連携の状況、情報セキュリティの状況、男女共同参画施策の状況などを重点項目に実施をしている。また、本学の規模に相当する民間企業の水準と比較しても下回っていることから、常勤監事の報酬水準は妥当であると判断する。
監事(非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 2,358 (48,553)	年 2 (34)	月	平成28年3月31日	1.0	
理事B	千円 2,335 (48,547)	年 2 (38)	月	平成29年3月31日	1.0(仮)	
理事C	千円 2,335 (48,531)	年 2 (36)	月	平成29年3月31日	1.0(仮)	
監事A	千円 1,842	年 2	月	平成28年3月31日	1.0	※

注1:理事A、理事B及び理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に教員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:理事B及び理事Cの支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

注3:理事A及び監事Aについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額(理事A 48,553千円、監事A1,842千円、平成27年度)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

注4:「前職」欄の「※」は、独法等情報公開対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事A	当該理事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、財務、総務及び渉外担当として、新たな予算配分体制の整備等に尽力した。当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。
監事A	当該監事は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間、着実に監査を行い、毎年詳細な監事監査報告書をまとめ、適切なフォローアップを実施した。当該監事の業績勘案率については、担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員の賞与については、平成16年度より東京大学役員給与規則に基づき、「総長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して、賞与の額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額することができる」仕組みとしている。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたっては、労使交渉によって自主的・自律的に勤務条件を決定することを基本としつつ、人件費の状況や国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態等を総合的に勘案したうえで、国の給与法を重要な参考資料として給与改定を実施している。なお、人件費管理については、教員と教員以外の職員の区分に分け部局ごとに採用可能数を配分し、その配分数の範囲内で雇用管理を行っている。また、毎年度部局ごとに採用可能数の削減を行うことと併せて、必要な部局には再配分を行う仕組みとしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

東京大学教職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日出勤手当、夜勤手当、宿・日直手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当等)を支給している。

期末手当については、期末手当基準額(俸給＋扶養手当＋教育研究連携手当＋役職段階別加算額)に夏季に支給する場合においては100分の122.5、冬季に支給する場合においては100分の137.5の支給割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給＋教育研究連携手当＋役職段階別加算額)に期間率と勤勉手当の支給基準に定める成績率及び業務加算率を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、国家公務員給与改定の状況を踏まえた改定として、平成28年度当初から①教育研究連携手当の1.5%引上げ、②単身赴任手当について基礎額の4000円の引上げ及び加算額の限度の12000円引上げを実施し、平成29年1月1日から③指定職を除く各俸給表について俸給月額等の平均0.2%引上げ、④初任給調整手当の支給月額の上限引上げに伴う改定(最大100円)を実施した。また、⑤勤勉手当の支給割合を年間で0.10月分引上げを実施した。上記③及び④については特例一時金として、平成28年4月1日から平成28年12月31日まで適用するものとした場合に支給されることとなる改定前後の差額に相当する額を支給した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	5844	44.7	8,106	5,915	143	2,191
事務・技術	1542	44.2	6,694	4,940	173	1,754
教育職種(大学教員)	2961	48.7	9,933	7,180	147	2,753
医療職種(病院看護師)	974	34.8	5,487	4,093	79	1,394
技能・労務職種	8	49.5	5,626	4,183	125	1,443
教育職種(附属高校教員)	35	48.0	8,498	6,267	214	2,231
医療職種(病院医療技術職員)	304	38.6	5,863	4,351	153	1,512
その他医療職種(医療技術職員)	4	39.8	5,759	4,260	185	1,499
その他医療職種(看護師)	12	43.0	6,007	4,440	152	1,567
指定職種	4	63.0	17,810	13,519	131	4,291

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	81	62.6	4,031	3,437	209	594
事務・技術	71	62.6	4,011	3,419	204	592
医療職種（病院看護師）	1					
技能・労務職種	2					
医療職種（病院医療技術職員）	7	62.6	4,233	3,609	246	624

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	1460	40.6	5,539	5,521	146	18
事務・技術	201	44.5	4,241	4,189	183	52
教育職種（大学教員）	1232	40.1	5,761	5,758	140	3
技能・労務職種	1					
教育職種（外国人教師等）	2					
医療職種（病院医療技術職員）	24	31.5	4,508	4,310	140	198

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2：教育職種（附属高校教員）とは、附属中等教育学校教員を示す。
注3：指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
注4：再任用職員の医療職種（病院看護師）、技能・労務職種、非常勤職員の技能・労務職種、教育職種（外国人教師等）については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
注5：医療職種（病院医師）、再任用職員の教育職種（大学教員）、非常勤職員の医療職種（病院看護師）については、該当者がいないため欄を省略した。
注6：在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

［年俸制適用者］

	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員（年俸制）	258	38.7	7,618	7,289	104	329
教育職種（大学教員）	258	38.7	7,618	7,289	104	329

注1：事務・技術、医療職種（病院医師）、医療職種（病院看護師）については、該当者がいないため欄を省略した。
注2：在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕

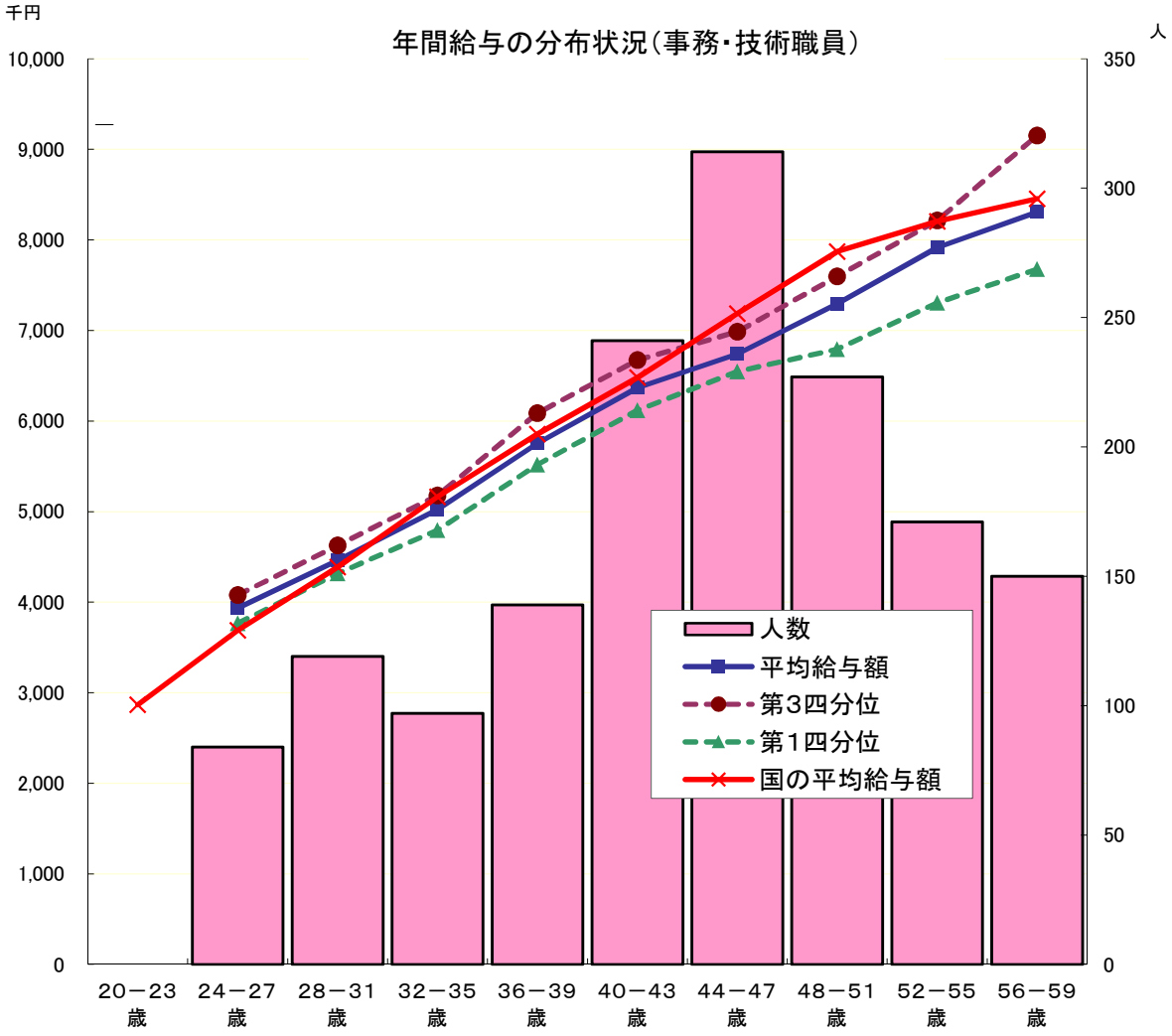

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況
（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	（最高～最低）
	人	歳	千円	千円
部長	16	55.9	11,088	13,041 ～ 9,437
課長	90	54.1	9,293	10,798 ～ 7,183
副課長	186	54.1	7,808	8,848 ～ 6,697
主査・専門職	113	49.2	7,072	8,240 ～ 5,184
係長	682	45.1	6,609	8,232 ～ 4,760
主任	197	41.1	5,823	7,303 ～ 4,486
係員	258	30.8	4,400	7,053 ～ 3,398

注：「課長」には、「事務長」、「副部長」を含む。
「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。
「係長」には、「技術専門職員」を含む。
「係員」には、「一般職員」「技術職員」を含む。

② 年齢別年間給与の分布状況（教育職員（大学教員））
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕

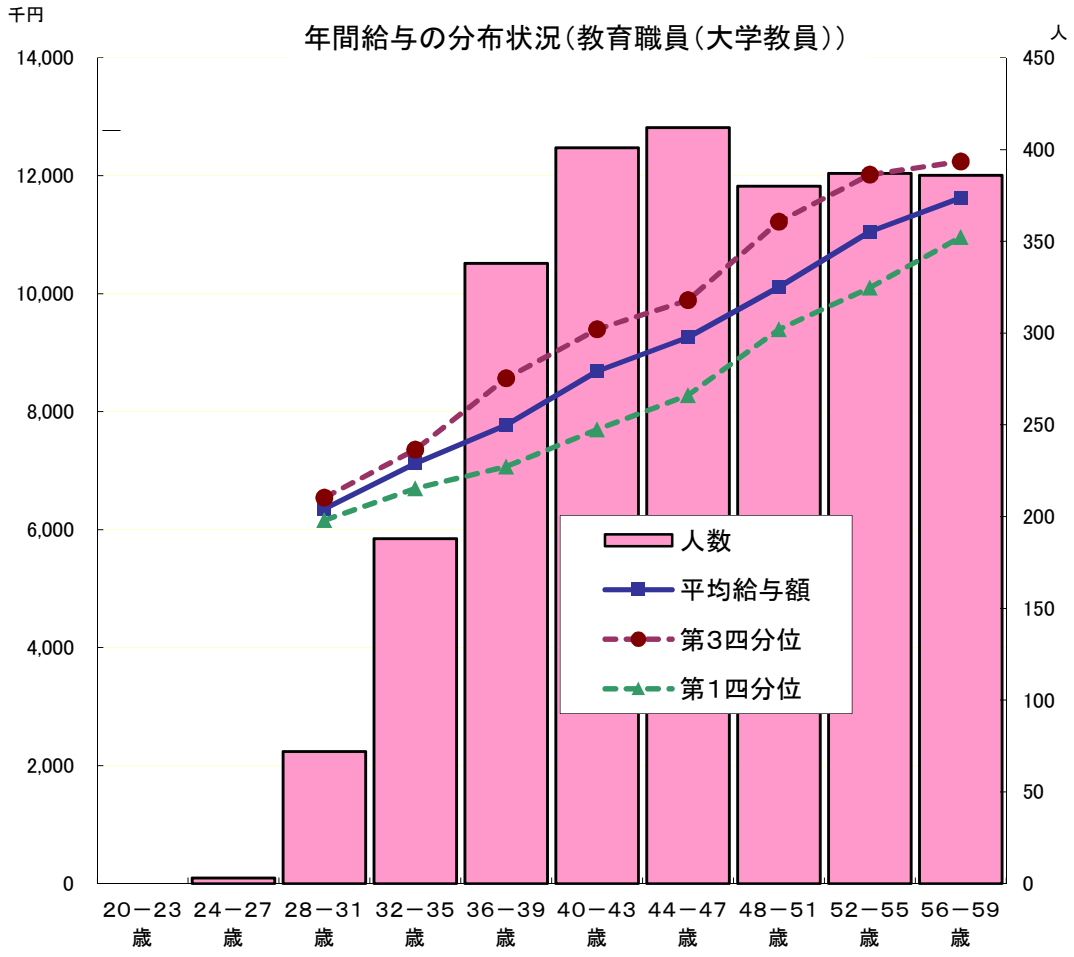

注：年齢24～27歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・3四分位を記載していない。

③ 職位別年間給与の分布状況

（教育職員（大学教員））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	（最高～最低）
	人	歳	千円	千円
教授	1,171	56.4	11,885	18,966 ～ 8,962
准教授	836	46.2	9,457	11,316 ～ 6,481
講師	219	43.3	8,532	10,092 ～ 6,651
助教	698	40.4	7,173	8,607 ～ 5,182
助手	36	53.1	7,543	8,240 ～ 6,889
教務職員	1			

注：「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況（医療職員（病院看護師））
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕

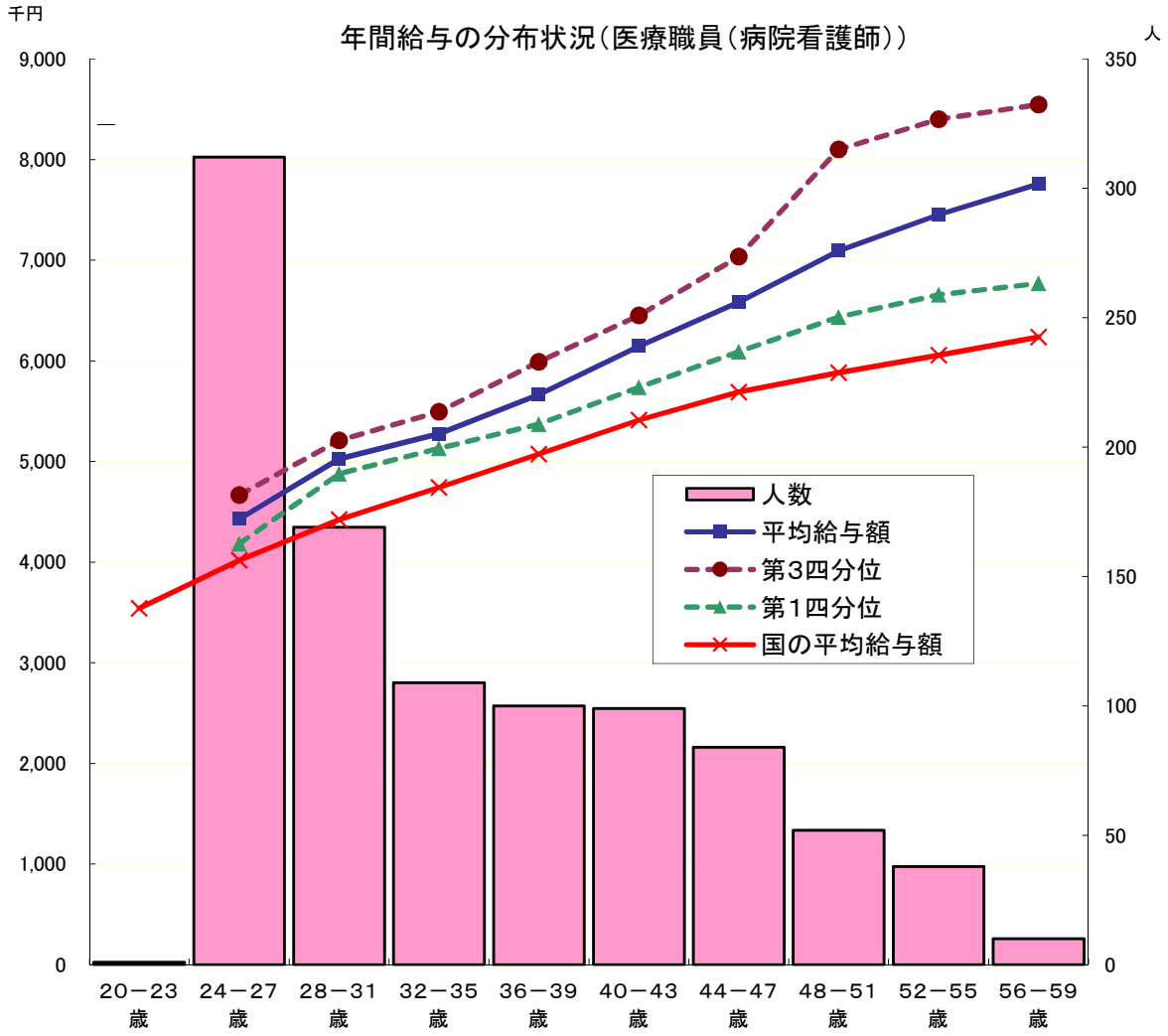

注：年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・3四分位を記載していない。

③ 職位別年間給与の分布状況

（医療職員（病院看護師））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	（最高～最低）
	人	歳	千円	千円
看護部長	2			
副看護部長	3			
看護師長	50	49.7	8,157	9,242 ～ 6,213
副看護師長	118	44.1	6,500	7,526 ～ 5,007
看護師	801	32.4	5,050	7,090 ～ 3,886

注1：「看護部長」、「副看護部長」については該当者が3人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

注2：「看護師」には、「助産師」、「保健師」を含む。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。〕

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.9	% 59.3	% 59.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.1	% 40.7	% 40.4
	最高～最低	% 50.7 ～ 36.8	% 50.8 ～ 36.7	% 50.8 ～ 37.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.8	% 59.8	% 59.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.2	% 40.2	% 40.2
	最高～最低	% 51.7 ～ 33.8	% 50.8 ～ 36.0	% 50.8 ～ 36.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.4	% 57.0	% 57.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 42.6	% 43.0	% 42.8
	最高～最低	% 50.7 ～ 36.9	% 50.8 ～ 30.2	% 50.8 ～ 36.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.2	% 60.2	% 60.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.8	% 39.8	% 39.8
	最高～最低	% 50.7 ～ 32.2	% 50.8 ～ 34.8	% 50.8 ～ 35.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.3	% 56.8	% 57.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.7	% 43.2	% 42.5
	最高～最低	% 50.7 ～ 36.9	% 50.8 ～ 37.0	% 50.8 ～ 36.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.1	% 60.2	% 60.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.9	% 39.8	% 39.8
	最高～最低	% 50.7 ～ 35.4	% 47.0 ～ 31.7	% 46.9 ～ 34.2

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案　96.5 ・年齢・地域勘案　86.4 ・年齢・学歴勘案　95.1 ・年齢・地域・学歴勘案　85.9 (参考)対他法人　110.6
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の検証	(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　38.3% (国からの財政支出額　104,649(百万円)、支出予算の総額　273,572(百万円):平成28年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成27年度決算) 【管理職について】 6.9%(常勤職員1,542名中106名) 【給与・報酬等支給総額について】 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合　51.0% (支出総額　107,353(百万円)、給与・報酬等支給総額　54,725(百万円):平成27年度決算) 【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きいが、年齢を勘案した対国家公務員の指数が96.5であるため、給与水準は適切なものであると考えている。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案　113.5 ・年齢・地域勘案　106.7 ・年齢・学歴勘案　114.2 ・年齢・地域・学歴勘案　106.2 (参考)対他法人　112.9
国に比べて給与水準が高くなっている理由	本学の医療職種(病院看護師)が勤務する病院が1級地(東京特別区)にあること、平成28年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による医療職俸給表(三)適用者の最終学歴は、大学卒4.8%、短大卒88.5%であるのに対し、本学は大学卒64.8%、短大卒35.2%であること、同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」による医療職俸給表(三)適用者の1級(准看護師)の構成割合は7.8%であるのに対し、本学は0%であることにより、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。
給与水準の妥当性の検証	(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　38.3% (国からの財政支出額　104,649(百万円)、支出予算の総額　273,572(百万円):平成28年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成27年度決算) 【管理職について】 5.6%(常勤職員974名中55名) 【給与・報酬等支給総額について】 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合　51.0% (支出総額　107,353(百万円)、給与・報酬等支給総額　54,725(百万円):平成27年度決算) 【検証結果】 上記の理由により、適切なものであると考えている。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度とおおむね同様であることから、給与水準はおおむね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)

教員職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標　108.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

4 モデル給与

（事務・技術職員）

○22歳（本部一般職員大卒初任給、独身）
　　月額178,200円　年間給与2,654千円
○35歳（本部主任、配偶者・子1人）
　　月額345,594円　年間給与5,669千円
○45歳（本部係長、配偶者・子2人）
　　月額422,313円　年間給与6,900千円

（教育職員（大学教員）

○27歳（助教博士修了初任給、独身）
　　月額287,200円　年間給与4,274千円
○35歳（助教、配偶者・子1人）
　　月額415,979円　年間給与6,815千円
○45歳（准教授、配偶者・子2人）
　　月額539,064円　年間給与8,932千円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合（成績率）を設定することにより反映する仕組みを導入している。

Ⅲ 総人件費について

区　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 54,954,347	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 4,009,694	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 36,670,052	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 12,543,820	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A＋B＋C＋D)	千円 108,177,913	千円	千円	千円	千円	千円

注:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、国家公務員給与改定の状況を踏まえた給与水準の改定等により、対前年度比0.4%の増となった。

「最広義人件費」においては、退職者が前年度に比べ減少したことによる退職手当支給額の減があったものの、保険料の掛け金率の上昇等による福利厚生費の増があったほか外部資金の獲得の増加等に伴う非常勤役職員等給与の増額により、全体として対前年度比0.8%の増となった。

Ⅳ その他

特になし